

給与支払報告書提出の 手引きとポイント

令和7年分給与支払報告書の提出は よろしくお願ひします

令和8年 2月2日(月)まで

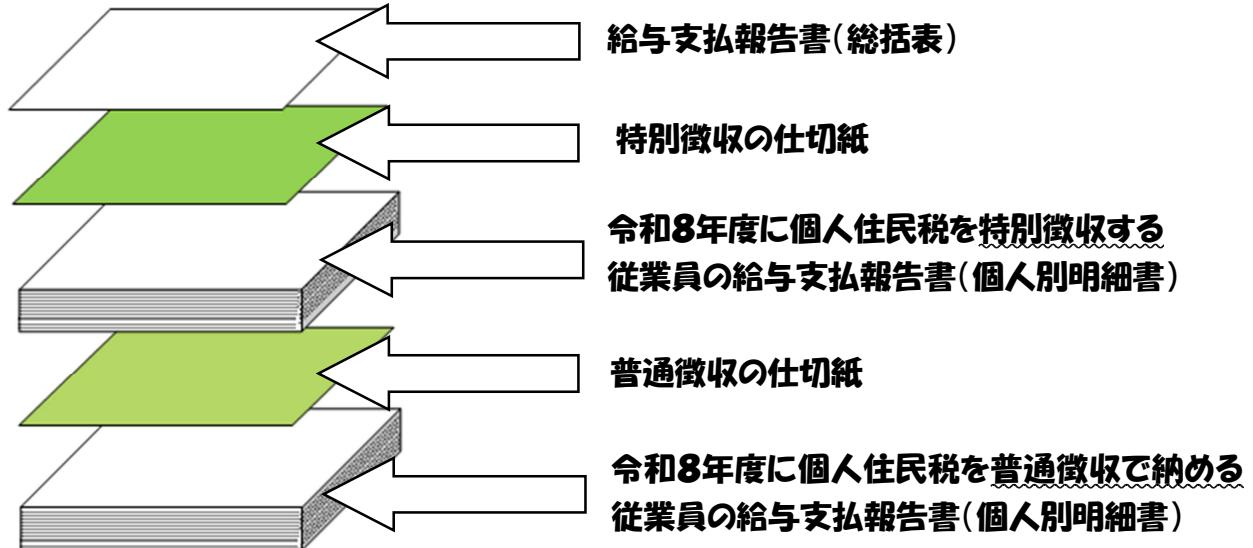
エルタックスや郵送での早めの提出に
ご協力を願いいたします。



もくじ

- | | | |
|--------------------|----------|-----|
| 1. 給与支払報告書の提出の仕方 | ・・・・・・ | p 1 |
| ・特別徴収で報告する場合 | | |
| ・普通徴収で報告する場合 | | |
| ・エルタックスで報告する場合 | | |
| 2. 個人番号（マイナンバー）の記載 | ・・・・・・ | p 3 |
| 3. 気をつけてほしいポイント | ・・・・・・ | p 4 |
| ・基礎控除・給与所得控除の変更 | | |
| ・特定親族特別控除の追加 | | |
| ・前職分の給与の記載 | | |
| ・扶養親族や障がい者の人数の記載 | | |
| ・生命保険料の金額の内訳の記載 | | |
| ・住宅借入金等特別控除額の内訳の記載 | | |
| ・年金から特別徴収された保険料の記載 | | |
| ・租税条約の適用について | | |
| 4. その他のお知らせ | ・・・・・・・・ | p 7 |

1. 給与支払報告書の提出の仕方



郵送や窓口で給与支払報告書を提出するときは、必ず仕切紙を使用して提出してください。仕切紙は、税務署から送られる年末調整書類に同封して送付しているほか、土別市税務課の窓口でもお渡しできます。

※詳しい方法は次のページをご確認ください。

給与支払報告書の総括表は、提出された報告書の枚数や、徴収方法を確認するうえで必要です。右の図を例に作成し提出してください。

- ・指定番号～土別市が附番する7桁の特別徴収義務者指定番号（新規・不明の場合は空欄）
- ・受給者総人員～すべての従業員数
- ・報告人員～土別市に給与支払報告書を提出する従業員数

個人事業主の方は、提出の際に個人番号（マイナンバー）を確認します。窓口

で下記の書類を提示してください。郵送の場合は、書類のコピーを添付してください。

【給与支払報告書提出時に提示する書類】

- ①マイナンバーカード
- ②通知カードと本人確認書類（運転免許証など）※①を持っていない場合

8	給与支払報告書(総括表)		指 定 番 号
		士 別 市 長 令和8年1月20日提出	
給与の支払期間		年 月から 月分まで	
毎 年 月 初 の 始 人 事 業 人 事 業		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
フリガナ		カブシキガイシャ シベツ	
給与支払者の 氏名又は名称		株式会社 土別	
所得税の源泉徴収を している事業所又は 事業の名称		同上	
フリガナ		095-9696 士別市東6条4丁目1番地	
同上の所在地		土別 太郎	
給与支払者が法人であ る場合の代表者の氏名		課 係	
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号		所轄税務署名 名寄 給与の支払方法 及びその期日 毎月末	
開き税理士等の 氏名及び電話番号		納 入 書 の 送 付 特別徴収の納入書の有無について当ては まる方に○をつけてください。	
		必要 不要	

■特別徴収で報告する場合

所得税を源泉徴収した従業員の個人住民税は原則特別徴収です

令和8年度（6月～翌年5月分）の個人住民税を特別徴収（給与から天引き）する従業員は、右の仕切紙を使用して報告してください。

特別徴収対象者は提出時点ではなく、令和8年度に特別徴収する従業員です。

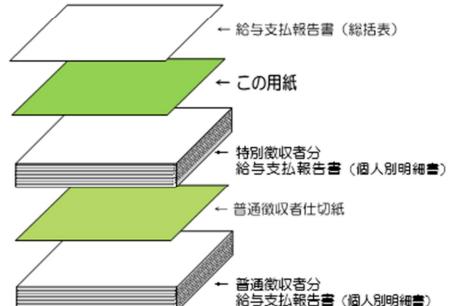
5月31日までに退職することが決まっている方は普通徴収者で報告します。

土別市

事業所名

特別徴収者

この仕切紙の下に、翌年度の個人住民税を給与から天引きで納める方の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。



■普通徴収で報告する場合

普通徴収で提出する場合は理由を必ず記載してください

右の赤枠で示した理由に当てはまる方は、普通徴収にすることができます。

郵送や窓口で提出する場合は、個人別明細書の摘要欄に右の図の符号や理由を記載し、仕切紙に人数を記載します。

エルタックスの場合は、摘要欄に理由を記載し、下の赤枠の欄にチェックを入れます。

チェックがない場合は、自動的に特別徴収で報告されます。

土別市

事業所名

普通徴収者

この仕切紙の下に、翌年度の個人住民税を給与から天引きできない方の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

【普通徴収する場合は理由の記載が必要です！】

個人別明細書の摘要欄に、該当する符号（A、Bなど）や理由を記載するとともに、下の表に人数を記載してください。

エルタックスを利用する場合も、摘要欄に理由や符号を記載してください。

符号	普通徴収の理由	人数
A	総従業員数が2名以下	人
B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	人
C	給与が少なく税額が引けない	人
D	給与の支払いが不定期	人
E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
F	退職者または退職予定者（5月末日まで）	人

支給の会社で年末調整を実施する場合	住所（郵番号）又は所在地	<input type="checkbox"/> 国外住居表示			他の支払者の名と年月日			普通徴収 □ 特別徴収 □ 合併・新規登録 □ 免税 □
	氏名又は名称				年	月	日	
	給与等の金額	支給した額	経算した合計料の金額	災害による被災道子の支給				
	円	円	円	円				

■エルタックスで報告する場合

エルタックスは、給与支払報告書の作成・提出を自宅やオフィスからオンラインで行うことができ、提出先の市区町村や税務署へ一括で送信できます。

お使いの給与システムがエルタックスに対応している場合は、作成した給与データを利用し提出できます。給与システムがない場合も、無料のエルタックス対応ソフト「P C デスク」で作成できます。詳しくはエルタックスホームページをご確認ください。

2. 個人番号(マイナンバー)の記載

土別市では、提出された給与支払報告書に記載の受給者や被扶養者など、全ての方を住民基本台帳で確認し、特定する作業を行っています。

個人別明細書には「氏名」「1月1日現在の住所」「生年月日」を記載いただきますが、中には記載内容が住民基本台帳と違う場合や、同姓同名の方がいて本人の特定が困難な場合があります。

マイナンバーの記載があると、本人の特定作業が容易に・確実にできるようになりますので、下の図のとおり対象者全員のマイナンバーの記載をお願いします。

※		種 別		※ 整理番号		※		
(8)								
給 与 支 払 申 出 書	支 付 を受 け る 者	住 所	※区分		受給者番号 (個人番号)			
							(役職名)	
控 除 対 象 扶 養 親 族 等	(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の合計所得		円	
	個人番号						国民年金保険料の金額	
	(フリガナ) 氏名		区分		1 6歳未満の扶養親族		円	
	個人番号				2		扶養親族	
	(フリガナ) 氏名		区分		3		3人目以後の16歳未満の扶養親族の個人番号	
	個人番号				4			
	(フリガナ) 氏名		区分					
	個人番号							
	(フリガナ) 氏名		区分					
	個人番号							

給与受給者本人の
マイナンバー

受給者番号
(個人番号)

・控除対象配偶者
・控除対象扶養親族
・16歳未満の扶養親族
のマイナンバー

3. 気をつけてほしいポイント

■基礎控除・給与所得控除の変更

令和7年度税制改正により、令和7年分の給与支払報告書から「基礎控除」「給与所得控除」が変更になります。

基礎控除…合計所得が2,350万円以下の方については、最高95万円まで基礎控除が上がります。

給与所得控除…給与収入が190万円以下の方については、55万円から65万円まで上がります

■特定親族特別控除の追加

令和7年分の給与支払報告書から、19歳以上23歳未満かつ合計所得が58万円以上123万円以下の特定扶養親族に対して新たに控除が適用されることになりました。

合計所得の金額によって、控除する金額が違うので注意

例)合計所得58万超85万円以下の特定親族2人の場合

特定親族特別控除の額	社会保険料の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
1,260,000	円 円	円	円	円

■前職分の給与の記載

前職分の給与を含めて年末調整した場合、個人別明細書の摘要欄に前職分給与の情報を記載してください

摘要欄に記載がないと…

住民税は前職分と現在の給与を合算して計算するため、実際より多く課税されるおそれがある…過去には13万円多く課税された事例もあります

前職分の「会社名」「退職年月日」「支払金額」「源泉徴収税額」「社会保険料等の金額」を記載します

社会保険料等の金額	生命保険料	介護被扶養保険料の金額	新規人年金保険料の金額	既存人年金保険料の金額
536,399	91,652			
(例)会社名:サファーワークス株式会社 退職日:R1年3月31日 支払金額:800,000円 源泉徴収税額:8,500円 社会保険料:50,000円				
新生命保険料の金額	既存生命保険料の金額	新規介護被扶養保険料の金額	既存介護被扶養保険料の金額	新規人年金保険料の金額

■扶養親族や障がい者の人数の記載

控除対象者の有無、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族、障害者の人数の内訳を記載してください



内訳の記載がないと…

記載された扶養控除額や障害者控除額、源泉徴収税額が正しいかどうか確認することができません

個人別 印	源泉徴収対象 配偶者 の有無等		配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)			非居住者 である 親族の数
	持 定	老人		人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	特 別	その他の 障害の数		
	有	従有		円	人	従人	内	人	内	人	内	人	内	人	人	人		
○										1					2		1	

■生命保険料の金額の内訳の記載

生命保険料の控除額だけでなく「新／旧生命保険料」「介護保険料」「新／旧個人年金保険料」の金額を記載してください



金額の記載がないと…

住民税の生命保険料控除額は、それぞれの金額から再計算する必要があるため、正しい控除額が確認できません

特定親族特別控除の額		社会保険料の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
円	内	円	内	円	内	円	内	円	内
1,260,000		536,399		91,652					
(摘要)									
生命保険料 の金額 の内訳	新生命保険料 の金額	円 11,848	旧生命保険料 の金額	円 79,214	介護医療保 険料の金額	円 新個人年金 保険料の金額	円 120,000	旧個人年金 保険料の金額	円

■住宅借入金等特別控除額の内訳の記載

「住宅借入金等年末残高」と「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記載してください

これらの項目の記載がないと…

住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれず住民税から引くことができる場合でも、この2項目の記載がないと控除できません

社会保険料等の金額	
内	円
536,399	

(摘要)

記載がないと本来より多く課税されるかも…

生命保険料 の金額 の内訳	新生命保険料 の金額	円	旧生命保険料 の金額	円	介護医療保 険料の金額	円	新個人年金 保険料の金額	円	個人年金 保険料の金額	円	
住宅借入金 等特別控除 額の内訳	11,848	円				79,214	円	120,000	円		
住宅借入金 等特別控除 額の内訳	1	円	居住開始年月 日(1回目)	3 年 9 月 15 日	住宅借入金等 特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等 年次控除(1回目)	15,000,000	円		
住宅借入金 等特別控除 額の内訳	150,000	円	居住開始年月 日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等 特別控除区分(2回目)		住宅借入金等 年次控除(2回目)		円		

■年金から特別徴収された保険料の記載

年金から天引きされた社会保険料を年末調整に含めて計算した場合は、摘要欄に記載してください

摘要欄への記載がないと…

給与と年金から社会保険料を二重で控除する可能性がある…

年の途中で誤りが判明した場合、従業員への通知など事業所の皆さんの事務負担にもつながります

社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内	円		円		円		円				
536,399		91,652									
(摘要)											
(例)公的年金から特別徴収された社会保険料 10,000 円											
生命保険料 の金額 の内訳	新生命保険料 の金額	円	旧生命保険料 の金額	円	介護医療保 険料の金額	円	新個人年金 保険料の金額	円	個人年金 保険料の金額	円	
住宅借入金等	11,848	円	居住開始年月	年	月	日	住宅借入金等	120,000	円		

■租税条約の適用について

租税条約の適用を受ける従業員も給与支払報告書の提出が必要です

《土別市へ提出する書類》

- ・給与支払報告書
- ・「租税条約に関する届出書」の写し

細 書 （摘要）	社会保険料等の金額	生命 保険料の控除額	地 方 税 の控除額
内 536,399	円	円	円
(例)租税条約〇〇条該当			
生命保険料 の金額	新生命保険料 の金額	内 11,848	内 120,000
社会保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	内 79,214	内 保険料の金額
内 536,399	内 91,652	内 120,000	内 保険料の金額
被保険入会等	居住開始年月	年 月 日	被保険入会等
被保険入会等	被保険入会等	被保険入会等	被保険入会等

個人別明細書の摘要欄に赤書きしてください

※「租税条約に関する届出書」の提出期限は3月16日（月）までです。

※「租税条約に関する届出書」がない場合は、「租税条約の規定による個人市・道民税の免除に関する届出書」を提出してください。様式は土別市ホームページ「外国人にかかる個人市民税」からダウンロードできます。

4. その他のお知らせ

■従業員の住所の記載について

従業員の1月1日現在の「住民基本台帳（住民票）上の住所」と「実際の居住地（一時的な居住は除く）」が異なる場合は、摘要欄に「住民基本台帳上の住所」を記載し、実際の居住地の市区町村に提出してください。

細 書 （摘要）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地 方 税 の控除額
内 536,399	円	円	円
(例)住基上の住所:名寄市西〇〇条南△△丁目			
生命保険料 の金額	新生命保険料 の金額	内 11,848	内 120,000
社会保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	内 79,214	内 保険料の金額
内 536,399	内 91,652	内 120,000	内 保険料の金額
被保険入会等	居住開始年月	年 月 日	被保険入会等
被保険入会等	被保険入会等	被保険入会等	被保険入会等

《1月1日現在士別市に住んでいる場合》

摘要欄:住基上の住所を記載

提出先:士別市

■青色事業専従者の給与支払報告書の提出について

個人事業主の方で、青色事業専従者へ給与を支払っている場合は、給与支払報告書を提出する必要がありますが、提出されていない事業主の方が多数見受けられます。

事業主の方が確定申告などで報告している場合でも、給与支払報告書を提出する必要がありますので、忘れずに提出してください。

■事業所(特徴義務者)及び従業員(納税義務者)の個人住民税の税額通知を電子データで受取する場合

個人住民税の税額通知を電子データで受け取りたい場合は、給与支払報告書の総括表の必要事項にチェックを入れ、エルタックスで提出してください。事業所へ配布する税額通知は次のとおりになります。

希望する通知書にチェックを入れてください

特別徴収税額通知受取情報		
特別徴収義務者用 <small>必須</small>	<input checked="" type="radio"/> 正本の電子データをeLTAXで受け取る (正本のみ) <input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取る (正本のみ) <input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取り、副本の電子データをeLTAXで受け取る ※令和4年分以前の給与支払報告書で選択できます。	
納税義務者用 <small>必須</small>	<input checked="" type="radio"/> 電子データをeLTAXで受け取る <input type="radio"/> 書面を郵送で受け取る	
通知先e-Mail <small>必須</small>	c-taro@cizei.co.jp	
通知先e-Mail(確認用) <small>必須</small>	c-taro@cizei.co.jp	

①特徴義務者用税額通知(データ) + 納税義務者用税額通知(データ)

②特徴義務者用税額通知(データ) + 納税義務者用税額通知(書面)

③特徴義務者用税額通知(書面) + 納税義務者用税額通知(データ)

④特徴義務者用税額通知(書面) + 納税義務者用税額通知(書面)

※従業員別に配布方法を変更することはできません。